

## 平成28年第12回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成28年9月29日（木曜日） 午後1時30分から午後3時00分まで
- 2 場 所 岐阜大学教育学部附属小学校・中学校
- 3 出席委員 川島委員長、中島委員、足立委員、武藤委員、横山委員、  
早川教育長
- 4 説明のために出席した事務局の職員  
若山事務局長、原事務局次長兼教育政策課長、  
石原教育立市政策審議監、古田学校教育審議監兼学校指導課長、  
内堀歴史遺産活用推進審議監兼社会教育課長、高井教育施設課長、  
藤村加納幼稚園長、堀学校保健課長、大野岐阜商業高等学校事務長、  
吉成図書館長、小森科学館長、大塚歴史博物館長、若山青少年教育課長、  
菅沼中央青少年会館長、杉山市民体育課長、  
長谷川教育政策課主幹兼政策係長、松田教育政策課管理係長
- 5 職務のために出席した事務局の職員  
後藤教育政策課副主査、波賀野教育政策課主任主事、山岡教育政策課主事
- 6 議事日程
  - 第1 開会
  - 第2 前回会議録の報告、修正及び承認
  - 第3 会議録署名者の指名
  - 第4 諸般の報告
    - (1) 平成28年第4回（9月）岐阜市議会定例会の概要について（教育政策課）
    - (2) 岐阜市立図書館の開催する主な事業について（図書館）
    - (3) 「原三溪記念室」の開室について（歴史博物館）
    - (4) 特別展「葵の時代 ―徳川将軍家と美濃―」の開催について（歴史博物館）
  - ※(5) 臨時代理の報告について（社会教育課）
  - ※(6) 臨時代理の報告について（教育政策課）
  - ※(7) 臨時代理の報告について（学校指導課）

## 第5 議事

- (1) 第74号議案 岐阜市就学指導委員会規則の一部を改正する規則制定について（学校指導課）
- ※(2) 第75号議案 第65回岐阜市教育委員会表彰の被表彰者の決定について（教育政策課）
- ※(3) 第76号議案 岐阜市教育委員会臨時的任用職員の任免について（教育政策課ほか）

## 7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の報告及び議案は、秘密会形式で審議した。

## 8 議事の経過

午後1時30分開会開議

**○川島委員長** 定刻となりました。本日の出席者数は定数に達していますので、会議が成立しています。ただいまから平成28年第12回教育委員会定例会を開会します。

前回の会議録は前回の出席者により承認されました。本日の会議録の署名者には本日の出席者を指名します。

最初に、先般市議会で承認いただきましたのでご報告します。新教育長に早川現教育長が就任される運びとなりました。旧制度に基づく会合は今回が最後となります。10月20日以降は、新教育長のもと教育委員会が新たな体制で発足します。ここまで私が皆さんに教育委員長としてお世話になったことにお礼を申し上げますとともに、新体制で力を合わせて頑張っていけるように宜しくお願いします。早川教育長、一言お願いします。

**○早川教育長** 教育委員会が新体制になりますが、委員の皆さんには今後とも闊達なご議論を宜しくお願いします。

**○川島委員長** ありがとうございます。それでは、傍聴者はいらっしゃらないという事で議事を進めさせていただきます。それでは議事日程をご覧ください。本日は報告事項が7件、議事が3件となっています。議事日程に秘密会で審議すべき案件が記載されていますが、このとおり扱うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

**○川島委員長** 異議なしということでそのように取り扱いをさせていただきます。

また報告(7)につきましては出席する職員を限定して行いますので、よろしくお願ひします。

それでは日程第4の諸般の報告にまいります。報告(1)の「平成28年第4回（9月）岐阜市議会定例会の概要」について説明をお願いします。

**○原事務局次長兼教育政策課長**（平成28年第4回（9月）岐阜市議会定例会の概要について説明）

**○川島委員長** ただ今の説明について、質問やご意見がありましたらご発言をお願いします。

**○武藤委員** 今のご説明になかった部分の記述で、資料（当日）の6ページにある石井議員の質問の岐阜市立中央図書館の「中高生専用エリアにおける特定グループの占有について」ですが、特定のグループとありますので、一体どういう人たちなのか、占有の実態などを分かる範囲でお聞かせください。

**○若山事務局長** ヤングアダルト（中高生世代）エリアで、学校帰りの高校生が毎回同じような所に5人から10人程度集まって自習するらしく、静かにやってくれればいいのですが、騒がしい時もあるそうです。その生徒たちが毎回同じ場所を占有している事について、他の生徒たちからは専用席のように見受けられるという苦情がありました。目に余るようでしたら指導していきます、とお答えしました。

**○武藤委員** ありがとうございます。

**○早川教育長** 実際にそうした状況はありますか。

**○吉成図書館長** はい、あまり長く占有している時は注意をしています。

**○早川教育長** どの学校の生徒か分かりますか。

**○吉成図書館長** そこまではわかりません。

**○川島委員長** どういった方が注意をする役割分担になっていますか。

**○吉成図書館長** その日、フロアに出ている司書が注意をすることになっています。

**○川島委員長** 来館者に対して注意を行う事については、個人差があってはいけないのでルールやスキルがいます。場合によっては、注意をした際にトラブルが起こる事もあるので、どのような際に、こういった形で注意をするということについて職員の方の安全安心の観点からもルールを決めて対応するようにお願いします。

民間ですと、そういった事はガードマンが行うケースが多いのですが、司書の方が行っているのですか。

**○吉成図書館長** 今回の案件とは異なりますが、大人でも注意をしなければいけない場面はありますので守衛が出ていくこともありますし、事務職員が出ていくこともあります。程度によって変えています。

**○川島委員長** そのあたりはこれからノウハウを積んでいく部分だと思います。図書館も丸1年ということで安心安全を守るという事についてもご配慮をお願いします。

**○早川教育長** そうした注意は、ガードマンの職務内容に入っているのですか。その場で命令はできませんね。

**○若山事務局長** できないと思います。基本的には司書が対応することになります。

**○吉成図書館長** 夜間は事務室にいる職員が少ない時間帯がありますから、そうした際の見回り時に言っただけということはありません。

**○川島委員長** ガードマンの抑止力は無言でそばに立つところから生じます。注意に至る前段階として、ガードマンが該当のポストに立哨するということを契約内容に盛り込んで、お願いできるかどうかということがあります。それでも抑止できないものについて次はどうするか段階を経て決めていく事が大事だと思います。館内で、暗かったり、危険があると予想されたり、或いは人が溜まるようなところをポストとして巡回していただく、或いは立哨してそばに居ていただくということもお願いしていければいいと思います。

施設の安全管理はノウハウの蓄積で、机上で最初から分かる話ではなく、日々運営する中で、危険箇所や不都合箇所を常にガードマンと話し合いをして、そういうところをまめに見ていくというものだと思います。今回、市議会議員の方からご指摘があったのはいい契機だと思いますので、是非そうした点を参考にお願いできればと思います。

**○若山事務局長** 補足ですが、ご質問があった以降1週間から10日間ほど司書に気をつけて見るように告げ現状を把握したのですが、その間は特定のグループが来て騒ぐということはありませんでした。学生が普通に自習をしていたという状況でしたので、注意が必要な場面も稀だろうとは思いますが、今仰られたような形で様々なノウハウを蓄積しながらスムーズな運営をしていきたいと思っております。

**○川島委員長** 2年目に入りましたが、どんどん良くなるように宜しくお願いします。ほかにご質問は宜しいでしょうか。

**○横山委員** 資料（当日）1ページにある「就学援助の新入学児童生徒学用品費の早期支給」についてのご指摘ですが、予算執行上ネックがあるのでしょうか。何か具体的な課題があるのでしょうか。

**○原事務局次長兼教育政策課長** 来年度から始めようとする、今年度の予算で実施することになりますので実務的に厳しいと思っています。来年度、早ければ導入していけると思います。

ただ、書いてあるように課題がありまして、前払いとなりますので、結果として準要保護の認定が受けられなかった場合はお返しいただく事になります。それが、例えば本人が返せないといった場合に未納になる等といった問題が発生する可能性があります。

**○横山委員** 認定時期はいつなのですか。

**○古田学校教育審議監兼学校指導課長** 中学校1年生の7月頃に認定しておりました。今まで、中学校で認定されたご家庭に援助するという考え方に基いてどこの市町もやっていたために、小学校6年生の時点で払うと前払いになるという考え方でした。

新潟市が最初に始めたのですが、これは「入学準備金」なので、中学校1年生で認定されたご家庭に援助するのではなく、小学校6年生で認定されたご家庭に援助するという考え方に改めることによって、中学校1年生時に認定が外れても返還する必要がなくなるということで、根本的な考え方を変えて具体的に検討していこうと考えています。

**○横山委員** そのあたりは整理の仕方に対応可能だと思います。

それから2ページの「教員の業務の適正化」の部分で給食費の徴収業務とありますが、学校の先生の事務的な業務というものはかなりあるのでしょうか。

学校に事務職員が配置されるのは基準があつての配置ですから、事務職員が配置

されていない学校は教員が事務的な業務をやらざるを得ないということがあると思いますが、教員が携わる事務的な業務は給食費の徴収以外に具体的にどのようなことがあるのでしょうか。

**○古田学校教育審議監兼学校指導課長** 小学校で言えば、学級の会計報告や、学年の会計報告等の収支に携わることがあります。また、市教委はできるだけ減らすように努力しているのですが、様々な統計的調査やアンケート調査がありますので、そういったものに対する報告文書の作成が中心になってくるかと思います。給食費の徴収業務で言いますと、最近は随分管理職や事務職員がやるようになりましたので、担任にかかる負担は以前に比べたら軽減されつつあるかと思います。

**○横山委員** 給食費の徴収については、滞納している保護者への対応等諸々なことがあるのですね。

それから5ページの「いじめ問題」ですが、今年度は、事案の件数が昨年同時期に比べて約1.9倍となっています。これは全国平均と比べてどうなのでしょう。全国平均との対応でどうかということと、直近の数年を捉えた場合の状況、今回極端に増えているのか、それとも毎年このような調子で増えているのか、その辺を教えてくださいとありがたいです。

**○古田学校教育審議監兼学校指導課長** 全国的に見て、認知件数が急激に増加しています。例年、文部科学省からいじめの把握について調査があるのですが、昨年度も大きないじめの事件がありましたので、例えば、いじめの認知件数を「0」で報告している学校に本当に「0」なのか再度照会がなされるということがありました。その結果、学校がいじめを幅広くより繊細に捉えるようになって、全国的に認知件数が大きく急増しています。

その中で岐阜市も、より幅広く繊細に把握するようになって増えているという捉え方ができますが、件数自体が増えていること自体は課題ですので、先日、外部の有識者で構成される岐阜市のいじめ問題対策委員会でも「教師が繊細に捉えるようになったことはいいことだが、数が増えていることは事実なので、ひとつひとつを細やかに対応していくことが大事だ」というご助言をいただきまして、今後とも対応していきます。

**○横山委員** いじめの定義が変わってきているのですか。

**○古田学校教育審議監兼学校指導課長** 以前は定義の中にいじめを限定的に捉えかねない「一方的に」「継続的に」といった記載がありました。それらがなくなっ

て「一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」ということで、幅広く捉えるように変わってきています。

**○横山委員** いじめについての答弁を読みますと、対策的なところを重視しているように思うのですが、事前に防止できればそれが一番いいわけです。その関連で「教育委員会及び市長部局にフルスペックで態勢を整えている」とありますが、具体的にどのような態勢なのでしょう。

**○古田学校教育審議監兼学校指導課長** いじめ防止対策推進法の施行に伴い全国の自治体でいじめ防止条例を制定する動きがあった際に、文部科学省が、各学校にいじめ対策の会議を作ること、教育委員会の中でも恒常的にいじめ問題に取り組む委員会を作ること、もし重大な事態が起きた時に教育委員会の中で特別に調査する委員会を作ること、更に教育委員会内だけでなく市長部局に教育委員会の調査結果を検証する委員会を作ること、これら4つの会議体を作って手厚く対応していきなさいというモデルを示しました。小さい市町ですと全て立ち上げるのはなかなか難しいのですが、岐阜市は4つの会議体を全て作って重大事態に発展した際にも素早い対応ができるようにしています。

**○横山委員** 今の説明を聞いていると、やはり起きた後の対応を重視されているように見えるのですが、初期の段階、起きる前の処置が大事だと思うのですが、そういったところが今の態勢の中にどのように入っているのかを聞きたかったのです。

**○早川教育長** 質問が深刻な事態が起きた場合の対策についてでしたからこうした記載になっていますが、防止策として、2か月に一度程度アンケート調査をしたり、防止週間を設けたり、いじめや人権問題、情報モラルなどの学習会等をしています。また、何よりも先生たちが「絶対にいじめを許さない」という強い気持ちを持つことが必要です。

先生たちは、一人で抱え込まずに複数の先生が連携して多くの目を見て「頑張る子は精一杯応援する」「仲間の足を引っ張る子にはみんなで対応する」「何かあれば誰でもいいから相談しやすい人に相談しなさい」「相談されたら学校はその日の内に問題解決のために立ち上がる」という宣言をして実行するようにと学校に言っています。仰るとおり防止のための取組が最も大切です。

**○川島委員長** いじめの問題は大変深刻な大きな課題として取り組む必要があるということを、改めて市議会議員の方からの質問も踏まえて感じるところです。先生

方の働き方について、先生方の本来の業務がしっかりできる体制を作りたいというご発言がありましたが、先生方の本来の仕事の中に心の教育も含まれると思いますので、そのことに集中できるような体制作りを行政或いは教育委員会が整えていくことが大切です。議会での議論を十分に踏まえて現場に貢献できる教育委員会であればいいと思います。

それではこの報告事項については以上で宜しいでしょうか。引き続き報告(2)に移らせていただきます。岐阜市立図書館の開催する主な事業について、ご報告をお願いします。

**○吉成図書館長** (岐阜市立図書館の開催する主な事業について説明)

- ・著者に会いたい。(シゲリ カツヒコ氏)
- ・めざせ直木賞作家！第2回ぼくのわたしのショートショート発表会
- ・岐阜市立中央図書館開館1周年記念事業「図書館発 まちづくりへ」

**○川島委員長** 只今のご説明についてご質問やご発言があればよろしくをお願いします。

**○足立委員** 建物の事ですが、先日ガラスに亀裂が入っていたということで、その後調べについて、外から石をぶつけられたのか、何か外力が加わったのか、どのようなことになっているのでしょうか。

**○吉成図書館長** ぎふメディアコスモス事業課の方で施設管理をしております。

**○足立委員** あれは1階の部分ですか。

**○吉成図書館長** はい、1階の通用口付近のガラスです。

**○足立委員** あのような損壊は初めてですか。

**○若山事務局長** 以前、ガラスの一部にヒビが入ったことがありましたが、それは石等がぶつけられて割られたというより、どこかで加重がかかって割れたということでした。

**○川島委員長** 雨漏りのこともそうですが、どうしてこれだけ取り上げられるのでしょうか。こうした不具合は無いのが当たり前ではありますが、あれだけ趣向を凝らした建物ですから、弱点は年々メンテナンスをする内に分かってきて、そこを重



点的に補修・修繕していくという考え方も必要だと思います。不具合が無いにこしたことはありませんが、あり得る話と違って対応するのも必要なところで、違法建物とか欠陥建物と言って騒ぎたてるのもどうかと、私見ですが思うところがあります。完璧なものはなかなかありませんので、時間をかけて運用のポイントを積み重ねてより良くなればいいと思います。

私の会社の建物も雨漏りしますが、長年使っていると、この雨だとここは危ないという予測ができて、雨漏りする箇所を先回りして対応しています。長く運用していく中でどうしても出てくると思っていますので、勘どころとして捉えていけばいいと思っています。

他によろしいでしょうか。事業についてですが、チラシが毎回話題になります。レベルがあがっていて毎回楽しみにしています。是非、司書の方にこれからも頑張ってくださいとお伝え下さい。

図書館について宜しいでしょうか。それでは報告(3)について歴史博物館からお願いします。

**○大塚歴史博物館長**（「原三溪記念室」の開室について、特別展「葵の時代 ―徳川将軍家と美濃―」の開催について説明）

**○川島委員長** 只今のご説明についてご質問やご発言があればよろしくお願ひします。原三溪というと、色々あるとは思いますが。岐阜で原三溪ゆかりというと、料亭である水琴亭さんが浮かぶのですが、今回記念室を開室するにあたり、水琴亭さんと何かお話をしたり打ち合わせをしたりという事はありますか。

**○大塚歴史博物館長** 展示の中にも岐阜で原三溪ゆかりの史跡や建物という事で水琴亭さんをご紹介させていただく予定です。写真などで展示させていただきます。

**○川島委員長** コラボレーションできて両方が盛り上がると思います。

他に宜しいでしょうか。報告(4)までについて、ご質問、ご意見は宜しいでしょうか。それでは報告(5)に移ります前に公開部分の審議を先に行います。日程第5議事の第74号議案について事務局より説明をお願いします。

**○古田学校教育審議監兼学校指導課長**（岐阜市就学指導委員会規則の一部を改正する規則制定について説明）

**○川島委員長** ありがとうございます。ただ今ご説明のあった第74号議案について質疑及び討論を行います。ご発言のある方お願いします。

○**中島委員** 委員の方が30人いらっしゃるとお聞きしたのですが、一人のお子さんに対してだいたい何人の委員の方が関わられますか。

○**古田学校教育審議監兼学校指導課長** 例えば就学前の子どもですと、担当が2人以上つきまして、一人だけの目で見ないようにしています。担当が中心になって継続的に見て、その子について10人程度で第一次審議をして、その後30人の全体の会にて第二次の審議をするという流れになっています。

○**足立委員** 就学前のお子さんを判定するのはどういう段階で、どういうことからですか。

○**古田学校教育審議監兼学校指導課長** 就学前の子ですと、基本的には年長の夏ごろに保育園や幼稚園等を通じて保護者に就学相談会に来ていただくよう周知します。その後、市教育委員会の特別支援担当を中心に就学指導委員会のメンバーが幼稚園や保育園へ出かけて行って、その子の集団の中での様子を見させていただいて、その後、保護者と懇談を重ねます。夏頃からの相談や観察を経て11月末くらいに1回目の判定を出そうとしています。

○**足立委員** 保護者からの申し出があれば問題ないのですが、そうでないお子さんについても観察することによって判定していくというシステムが出来ているということですね。

○**古田学校教育審議監兼学校指導課長** そうですね。就学時健康診断もその機会として機能しています。ただ相談活動についても保護者の方から希望していただかないと、無理やり呼ぶわけにはいかないので、難しさはあります。

○**足立委員** そうですね。特別支援学校を勧めても希望されて地域の小学校に入学されることもあるのですね。

○**古田学校教育審議監兼学校指導課長** 特に近年は、外国籍のお子さんで特別な支援を希望される事例も増えています。

○**足立委員** そういう方に対応できる外国語を操れる相談員さんはいらっしゃいますか。

**○古田学校教育審議監兼学校指導課長** それは別で確保しておりまして、就学指導委員の中にそこまではおりません。

**○横山委員** 今、就学指導委員会の委員が30人でとても多いと思いましたが、今の話を聞いてよく分かりました。個々に対応しているということですね。各小学校にはこういう就学指導委員会というものがあるのですか。

**○古田学校教育審議監兼学校指導課長** あります。学校としての見解を出すための就学指導委員会というものが小中学校のどこにも位置づけてあります。

**○横山委員** そこと教育委員会の就学指導委員会の関係性はどのようになっているのですか。

**○古田学校教育審議監兼学校指導課長** 入学後、通常学級で生活していても、なかなか教室に入れなかったり、コミュニケーションの問題があったりする場合に、学校の就学指導委員会の中で、この子は特別支援学級の方が望ましいという意見を持っていただいて、市の就学指導委員会に諮っていただく形になります。それを受けて、教育委員会の就学指導委員会メンバーが学校へお邪魔してその子の様子を見させてもらったりしながら、教育委員会としての判定を出すという流れになっています。

**○川島委員長** その他ご発言は宜しいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。第74号議案について、原案の通り決する事にご異議はありませんか。

(異議なしと声あり)

**○川島委員長** それでは第74号議案は原案のとおり可決させていただきます。以降の報告及び議事は秘密会で進行します。傍聴者はいらっしゃらないのでこのまま進めさせていただきます。第75号議案について説明をお願いします。

(削除)

**○川島委員長** それでは報告(7)については以上で終わらせていただきます。

冒頭でご案内しましたが、私の任期は10月19日までということで、これが最後の議長役となります。大変良い経験をさせていただきました。皆様のご協力での期間はつつがなく過ごすことができました。これからも早川教育長を支え頑張っ

いこうと思いますので次回以降是非宜しくお願いします。

では、本日はこれで終了いたしまして、次回は10月26日水曜日の午後1時30分から、場所は教育長室ということで開催しますので宜しくお願いします。本日はありがとうございました。

午後3時10分 会議終了